

発行所 川崎美嘉子社会保険労務士事務所  
〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央1-7-8 シグマビル9階  
TEL: 043-216-5601 FAX: 043-216-5602  
URL: http://www.kawasaki-sr.com

発行人 社会保険労務士 川崎 美嘉子

業務内容 健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険の手続き  
就業規則・賃金規程、労使協定等の作成・届出  
各種給付金・助成金の支給申請  
人事制度構築支援  
給与計算

## CONTENTS

page	
1	労働局の相談体制を強化する方針 セクハラ被害による通院増加
2	<b>特集1</b> 高額な医療費負担を軽減する救済策 「高額療養費制度」Q & A
4	<b>特集2</b> 65歳まで現役時代！ 手引きに見る高齢者の交通労働災害の防止
6	給与計算 こんな時どうする？ 給与計算と住民税の特別徴収
7	人事労務の法律ミニ教室 育児する労働者のために 短時間勤務制度を設けていますか？
8	災害ゼロへ！安全管理入門 「4S」は基本の基本
8	労務ひとこと 過去10年分まで 国民年金保険料が納められます

## 労働局の相談体制を強化する方針 セクハラ被害による通院増加

職場のセクハラについて被害者が労働局に相談を寄せるケースが増えています。厚生労働省によると、事業所が集中する大規模な10地域の労働局において、セクハラに関する紛争解決援助や調停は右肩上がりが増加しており、平成24年以降もこの傾向は続く見られています（グラフ参照）。

中でも、セクハラ被害を受けたが、事業主の事後対応が適切におこなわれないためにうつ病などを発症する深刻なケースが増えているといえます。こうしたケースの対応には時間がかかるため、同省ではセクハラ専門の相談員を平成25年度から大規模10局で増員し、相談体制を強化する方針です。

### セクハラ対策は企業の義務

男女雇用機会均等法では、セクハラ

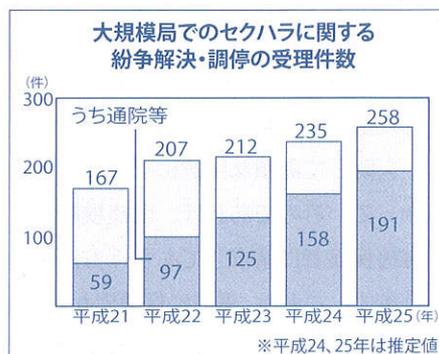
対策として雇用管理上必要な9つの措置を講じることを事業主に義務づけており、これに違反し、是正勧告にも応じない場合は企業名を公表できることになっています。

しかしながら、相談窓口はあるが相談しづらい、あるいは対応方法が定められていないため、相談があっても放置したり、当事者間の解決にゆだねるなど、適切に対応されないケースも多

く見られます。セクハラは職場全体の勤労意欲を低下させ、訴訟に発展するリスクもある大きな問題と認識し、解決・防止に取り組むべきでしょう。

### 事業主が講ずべき9つの措置

- ①セクハラに該当する行為と会社の方針を周知する
- ②セクハラ行為をした者には処分をおこなうことを周知する
- ③相談窓口を設置する
- ④相談窓口担当者が適切に対応できるようにし、広く相談に対応する
- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥行為者および被害者に対する措置を適正におこなう
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる（事実が確認できなかった場合も同様）
- ⑧相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知する
- ⑨相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取り扱いをおこなってはならない旨を定め、周知する



## 特集1 高額な医療費負担を軽減する救済策

# 「高額療養費制度」Q & A

病気やケガで病院に行くと、健康保険証を提示して、通常は窓口で3割の自己負担額を支払います。これは、医療費総額10割のうち3割を患者本人が負担し、残りの7割を医療保険が負担するという仕組みです。しかし、重い病気やケガの場合、3割と言えども高額になってしまいます。こうした負担を軽減するために、窓口で支払った自己負担額が1ヵ月(暦月)で一定額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される「高額療養費」という制度があります。

高額療養費の仕組みは少し複雑です。Q & Aで詳細を見ていきましょう。

### Q 入院し、9万円払った。いくら戻ってくる?

「自己負担限度額」を超えた分が戻ってきます。協会けんぽの場合、自己負担限度額は図1のとおりです。70歳以上かどうか、そして所得の区分によって異なります。

たとえば、40歳で「一般」の所得区分に該当するAさんが入院して、1ヵ月の自己負担額が9万円であった場合、図2のように計算します。自己負担限度額は80,430円となり、9,570円が高額療養費として戻ってくるようになります。

70歳未満で「一般」の所得区分の人の場合、自己負担額が8万円強を超えていれば高額療養費の請求ができると考えてよいでしょう。健康保険組合の場合は自己負担額が2～3万円を超えていれば付加給付を支給するなど、さらに手厚い給付が受けられることもあります。

申請は暦月単位でおこなうため、入院が2ヵ月にまたがる場合は申請書が2枚必要です。自己負担限度額も暦月単位で適用するので、1回の入院に9万円かかったとしても2ヵ月にまたがって5万円と4万円になってしまったような場合は高額療養費が受けられないことになります。

図1 高額療養費の自己負担限度額

#### <70歳未満の人>

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額
上位所得者(月収53万円以上の方など)	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% 多数該当の場合・・・83,400円
一般	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 多数該当の場合・・・44,400円
低所得者(住民税非課税の方)	35,400円 多数該当の場合・・・24,600円

#### <70～74歳の人>

所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 多数該当の場合・・・44,400円
一般	12,000円 <sup>※2</sup>	44,400円 <sup>※2</sup>
低所得者Ⅱ(住民税非課税の方)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下等)		15,000円

※1 現役並み所得者とは、月収28万円以上であって、かつ年収が夫婦世帯520万円以上、単身世帯で383万円以上の世帯の被保険者および被扶養者

※2 この額は平成25年3月までの軽減措置ですが、4月以降もこの措置が延長される見込みです。

#### 図2 計算例

✎ Aさん(40歳、所得区分「一般」)が1ヵ月に窓口で9万円支払った場合

医療費総額 = 90,000円 ÷ 0.3 = 300,000円

1ヵ月の自己負担限度額 = 80,100円 + (300,000円 - 267,000円) × 1% = 80,430円

高額療養費 = 90,000円 - 80,430円 = 9,570円

9,570円の払い戻し

### Q 入院予定だが、まとまったお金がなく不安。高額療養費はすぐに払い戻される?

払い戻しは一般的に受診月から4ヵ月以上かかります。

入院して高額な出費になることがわかっていのであれば、医療機関から直接保険者に請求してもらう方法もあります。これは、事前に保険者から「健康保険限度額適用認定証」を交付して

もらうことによって、窓口での支払いは自己負担限度額までで済むというものです。いったんまとまったお金を用意する必要がなく、後日払い戻し請求をする必要もありません。

70歳未満の人は事前に認定証の交付申請が必要ですが、70歳以上の人は認定証も不要です(低所得者を除く)。

なお、医療機関から直接請求する仕組みは、以前は入院の場合だけでした

が、平成24年4月以降は外来の場合でも利用できるようになりました。

## Q 家族の窓口負担を合計して限度額を超えればいい？

原則として個人個人の自己負担限度額を適用します。ただし、同じ月に21,000円以上の窓口負担が2件以上生じたときは合算できます。これを「世帯合算」といいます（70～74歳の人がいる世帯は算定方法が異なり、75歳以上の人については合算できません）。

世帯合算の場合は、医療機関から直接請求する方法は利用できません。後日払いの申請が必要です。

なお、ここで言う「世帯」とは、住民票の世帯ではありません。健康保険の扶養になっているかどうかで判断します。

## Q 同じ月に2つの病院にかかった場合は合計して限度額を超えればいい？

2つ以上の医療機関にかかった場合、医療機関ごとに集計するため同じ月であっても原則として合算できません。ただし、同じ月にそれぞれ21,000円以上の窓口負担があった場合は合算できることになっています。また、入院と外来も別々に集計するため原則として合算できませんが、入院、外来ともに同じ月に21,000円以上あれば合算できることになっています<sup>※3</sup>。

総合病院において複数の診療科を受診した場合については、歯科をのぞき、1つの医療機関としてまとめて計算することができます。歯科と内科についてはそれぞれ21,000円以上の場合に限り合算できます<sup>※3</sup>。

これらについても、医療機関から直接請求する方法は利用できません。後日支給申請が必要です。

※3 70～74歳の方は額にかかわらず合算できます。

## Q 院外薬局で支払った分も合計していい？

処方箋による薬代は処方箋を出した医療機関の医療費として合算できます。

ただし、限度額認定証を使う場合は注意が必要です。限度額認定証を持っていても、院外薬局の分については後日、払い戻しの申請をしなければなりません。

## Q 通院のためにかかったタクシー代も申請できる？

通院にかかった交通費は対象外です。このほか、入院時の部屋代、食費、歯科材料における特別料金、先進医療の先進技術部分など保険適用外の診察も対象外となっています。

## Q 頻繁に医療費が高額になります。何か救済策はない？

高額療養費には「多数該当」という制度があります。直近1年以内に高額療養費に該当する月が3回以上あった場合、4回目以降は自己負担額のハードルが下がるというものです。

ほかに、慢性腎不全や血友病など高額な治療をほぼ一生にわたって要する疾病は、「特定疾病」として自己負担限度額が原則1万円となっています。

## Q 老親が入退院を繰り返している。もっと負担が軽くなる制度はない？

長期にわたって医療だけでなく介護サービスも利用する人については、医療費と介護サービス費を合算して払い戻しを受けられる「高額医療・介護合算制度」があります。

具体的には、世帯内の同一

の医療保険の加入者について、毎年8月からの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（高額療養費および高額介護（予防）サービス費の支給を受けることができる場合はその額を除きます）を合計し、図3の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

## Q 昨年入院したが申請を忘れ、領収証も残っていない。もう払い戻しは受けられない？

健康保険組合では支給申請をしなくてもレセプト（診療報酬明細書）から計算して自動的に支給してくれるところがほとんどです。協会けんぽは申請が必要ですが、申請の時効は診察を受けた月の翌月1日から起算して2年間ですから、昨年の方でも申請できます。

協会けんぽでも医療機関から提出されるレセプトによりデータを把握していますが、参考資料として領収書のコピーを添付して申請するよう求めています。領収書のコピーをなくしてしまっても高額療養費の申請は可能ですが、所得税の医療費控除が受けられなくなるので注意が必要です。

## Q 個人で加入している医療保険から1日1万円の入院給付金をもらった。高額療養費はもらえない？

個人で加入している医療保険は、健康保険とは関係ありません。ですから、1日1万円などの給付をもらっていても、高額療養費を申請する際に差し引く必要はありません。

図3 高額医療・介護合算制度の自己負担限度額（年額）

所得区分	① 70歳未満の世帯	② 70～74歳の世帯	③ 75歳以上の世帯
高所得（上位70歳未満・現役並み70歳以上）	126万円	67万円	
一般	67万円	62万円	56万円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯など）	31万円		
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯でさらに所得が一定以下など）	19万円		

※4 ①と②が混在する世帯では、①と②の両方の限度額を使って2段階で計算します。

## 特集2 65歳まで現役時代!

# 手引きに見る高齢者の交通労働災害の防止

少子高齢化により、企業は高齢者を65歳まで雇用確保する時代になります。法律の要請により雇用しなければならないとするのではなく、企業はせっかく雇用する高齢者をいかに活用するかを考えていかなければなりません。その1つとして、高齢者の安全な労働環境を確保することも重要です。

このほど厚生労働省は、「高齢者に配慮した交通労働災害\*防止の手引き」を作成し、公表しました。交通事故は、起きてしまえば重大な災害になるものですから、その防止に十分に努めなければなりません。今回は、この手引きをもとに、高齢者の災害防止のポイントを見ていきましょう。なお手引きの内容は、交通労働災害に限らず、あらゆる労働災害の防止に役立つものといえます。

※道路上および事業場構内における交通事故による労働災害。

平成23年度の労災保険の支給決定件数では、50歳代が38%、60歳以上が19%となっています。両者を合わせると労働災害の6割近くを高齢者が占めているのです。交通労働災害においても、50歳以上が50%を占めているのです。

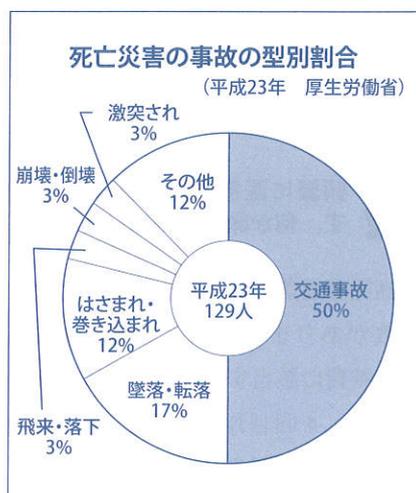
手引きでは、年齢とともに心身の機能の低下は避けられないことから、大切なことは、そのような変化を本人と会社が認識し、早期対応を図ることだとしています。

### 心身の機能は変化する

人は年齢を重ねると心身の機能が変化します。一般的に、筋肉は30歳代後半から、眼は40歳代から、耳は70歳代から変化するのだそうです。ところが、個人差が大きいために「自分はまだ大丈夫」という過信を招きがちです。一方で、自尊心は年齢とともに大きくなり60歳代にピークを迎えるのだそうです。心身は衰えてきていても、気持ちは頑固になっていくのです。

#### 「視野は狭く、視力は低下する」

加齢に伴う視覚の変化には、「静止視力の低下」「動体視力の低下」「視野



の狭小化」「水晶体の黄濁化」「加齢性眼病（白内障など）」などがあります。

たとえば、「動体視力の低下」により道路の案内標識の文字が読みにくくなり、運転への注意が散漫になることがあります。また「視野の狭小化」により左右から来る人や車に気がつき難くなります。

#### 会社はここに注意する!

視力の低下などを健康診断などの機会によくチェックしておきましょう。また、視力などの機能低下を補う方法を検討し徹底しましょう。たとえば、運転中の左右の確認は目だけではなく顔をその方向に向けるよう徹底するなどです。

### 視野・視力のチェック

- 1) かすんで見える
- 2) 特に近くが見にくい
- 3) 遠くも見えにくくなった
- 4) 物が二重・三重に見える
- 5) 薄暗くなると見えにくい
- 6) まぶしく見える
- 7) 視野の周辺がぼやけている
- 8) ものがゆがんで見える
- 9) 視野の中心がぼやけたり、黒ずんで見える
- 10) 道路上に掲げられている案内標識を見ながら、特定の地名を見出しにくくなった
- 11) 左右から来る人や車に気がつかなくてヒヤリとしたことがある

※たとえば、1)2)は静止視力の低下、1)3)5)6)11)は水晶体の黄濁化、5)6)8)9)は加齢黄斑変性、10)は動体視力の低下、11)は視野の狭小化などのおそれがあります。

### 「腰やひざなど関節が弱くなる」

加齢により関節組織が弱くなってきます。特に、腰、ひざ、足首を痛めないように作業をおこなう必要があります。重量物を持ち上げる際などは、腰に負担がかからない作業姿勢をとらなければなりません。また、長時間運転の後は筋肉が硬直しているため、すぐに重量物を扱う作業は避けましょう。

滑りやすい床の作業ではすべて不自然な力を加え痛めることもありますから滑りにくい靴を履くなどしましょう。作業前のストレッチなども効果的です。

#### 会社はここに注意する！

腰痛を防止する作業方法を検討し、高齢者に教育しましょう。長時間運転の後ではストレッチをするよう指導することや、そもそも長時間運転をさせないよう走行計画の作成時に配慮しましょう。

#### 「深い眠りが取りにくくなる」

年とともに深い眠りが取りにくくなり、50歳代以上では睡眠障害を訴える人が多くなるそうです。60歳代以上では、「寝つきが悪い」「深い眠りが取れない」「夜中に何度も目が覚める」「朝早く目が覚める」という睡眠症状がでてきます。そのため、睡眠不足から日中にうとうとしやすくなります。

次のような方法を心掛けて、体内時計の乱れを正すことが大切です。

#### 体内時計の乱れを正す方法

- ① 起きる時刻を一定にする
- ② 朝起きたら光を浴びる
- ③ 朝食を決まった時刻に食べる
- ④ 夜は明るい光を浴びず暗くして寝る

#### 会社はここに注意する！

十分な休憩がとれるような走行計画を作成しましょう。睡眠不足を起こさないよう正常な体内時計となるよう指導しましょう。



#### 「記憶力や認知力も低下する」

加齢による過信が判断を誤らせ、また記憶力や認知力の低下が危険への対応を遅くさせます。

#### 会社はここに注意する！

加齢にともなう弱点を理解させ、安全運転するよう指導しましょう。

#### 会社はいかに安全を確保するか

労働安全衛生法では、会社に、中高年齢労働者の心身の条件に応じて適正な配置をおこなうよう努力義務を定めています。会社は、前述のように労働者が加齢とともに心身機能に変化することを踏まえ、労働災害を防止するよう配慮しなければならないのです。

会社が交通労働災害の防止のために具体的に取り組むには、厚生労働省が示している「交通労働災害防止のためのガイドライン」をもとにおこなうことが効果的です。ガイドラインでは、次のようなことを実施するよう示しています。

#### ① 適正な労働時間等の管理 および走行管理等

疲労などによる事故を防止するため、無理のない適正な運転時間を設定した走行計画を作成する必要があります。十分な睡眠時間を確保するため適正な労働時間等の管理をおこなうこととされています。

高齢者は睡眠が浅く疲労が取れにくくなるため、無理のない運転をさせることがより重要になります。

また、乗務開始前に、点呼等により疾病、疲労、飲酒など、運転に支障が出るおそれがないか確認し、その結果を記録することとされています。

高齢者については、特に睡眠不足がないかを確認する必要があります。

#### ② 教育の実施等

新たに雇い入れた労働者については、「雇い入れ時の教育」として、交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の奨励等、運転者が遵守すべき事項などを指導することとされています。

高齢者については、特に加齢にともなう心身への影響を教育する必要があります。

#### ③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

ポスターや標語の募集・掲示、交通労働災害の現場写真の掲示、優良運転者の公表などにより運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ることとされています。

#### ④ 健康管理

労働安全衛生法の定めにもとづき確実に健康診断を実施し、健康状況を総合的に把握したうえで保健指導等をおこなうこととされています。高齢者については、加齢とともに有所見率が高まってくるので、定期健康診断が重要になってきます。

また、生活習慣病の者も出てきますから、薬の投与により運転作業に支障をきたすことがないかも確認しておく必要があります。

\* \* \* \* \*

誰でも加齢とともに心身の機能が低下します。しかし、高年齢労働者は、多くの知識や経験を持っています。

少子高齢化により、ますます労働力の確保は難しくなるのですから、企業の勝敗は、貴重な労働力を活用できるかどうかにかかっているのです。



## 給与計算と住民税の特別徴収

このコーナーでは給与計算の基本を確認します。今回は「住民税」を見てみましょう。住民税とは、都道府県に納める「道府県民税」と市区町村に納める「市町村民税」の2つをあわせた地方税のことです。

### 税額は何で決まる？

住民税の額は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」の合計になります。

毎年1月31日までに、各社員の1月1日現在の住所地の市区町村へ給与支払報告書を提出することにより、前年1月1日から12月31日までの1年間の所得データをもとに、下図のような計算で住民税が算定されます。

### 納める方法は？

住民税の納入（徴収）方法は、直接個人が納入する「普通徴収」と、事業主（給与支払者）が社員（納税義務者）の代わりに毎月の給与から天引きして納入する「特別徴収」の2つがあります。

ただし、事業主は原則として対象となる社員から住民税を特別徴収することが義務づけられています。

### 特別徴収の対象となるのは？

前年中に給与の支払いがあり、4月1日時点において給与の支払いがある社員です。アルバイト、パート等であっても特別徴収することになります。ただし、給与支給期間が1ヵ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている社員は対象外です。

### 徴収期間はいつから？

住民税の徴収期間は6月から翌年5月までの12ヵ月間です。毎年5月31日までに、各社員の住所地の市区町村から事業主に年税額と月割額が記載された「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。

この決定通知書に記載された税額を6月給与から毎月徴収（天引き）していきます。ただし、年税額を12ヵ月で割った際に生じた端数については、6月徴収分に加算されているため、他の月の徴収分と金額が異なることがあります。給与計算時には注意が必要です。

そして、特別徴収した住民税は、給与天引きした月の翌月10日までに、金融機関を通して各社員の住所地の市区町村へ納入します。

### 社員が退職する場合は？

退職・休職または転勤等により社員に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに、

事業主は社員の住所地の市区町村に「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

なお、退職する時期によってその後の徴収方法が異なります。

#### ① 6月1日～12月31日までに退職した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は普通徴収に切り替えることになり、退職後、社員が市区町村から送付される納税通知書で直接納付することになります。なお、普通徴収の納付時期は原則年4回（6月・8月・10月・翌年1月）になります。

ただし、退職時に社員から申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から一括して特別徴収します。

#### ② 翌年1月1日～4月30日までに退職した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、社員の申し出がなくても一括して特別徴収することが義務づけられています。ただし、5月31日までに支給される給与や退職金等が未徴収税額を超える場合に限りです。

また、転勤や再就職等により、社員が新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、異動届出書に必要事項を記入後、新しい勤務先へ回送します。そして、新しい勤務先から1月1日現在の社員の住所地の市区町村へ提出することになります。

### 住民税の算定方法

$$\text{住民税額} = \text{所得割額 [A]} + \text{均等割額 [B]}$$

**[A]** = (前年の総所得金額 - 所得控除額) × 税率 10% - 税額控除額

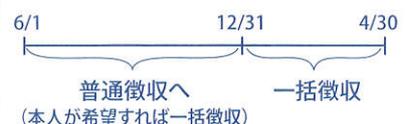
※ 所得控除の額は所得税と異なる。たとえば、基礎控除、扶養控除などは33万円。

※ 税率 10% = 市区町村民税 6% + 都道府県民税 4%

**[B]** = 年額一律 4,000円

※ 市区町村民税 3,000円 + 都道府県民税 1,000円

### 退職月と住民税の取り扱い





## 育児する労働者のために 短時間勤務制度を設けていますか？

**Q** もうすぐ育児休業から復帰する予定の女性社員が、育児のため短時間勤務をしたいと申し出てきました。会社は、育児短時間勤務を必ず認めなければならないのでしょうか。

**A** 育児短時間勤務は、育児介護休業法により、会社が必ず設けなければならない制度です。一定の要件を満たす労働者が希望した場合、認めなければなりません。

以前は、子の養育を容易にする措置として、始業終業時刻の変更など一定の措置の中から会社が選び実施する選択肢の1つでしたが、法改正により、平成22年6月30日（中小企業は平成24年7月1日）から必ず設けなければならない制度となっています。

### 1日6時間の勤務を含むこと

会社には、3歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設ける義務があります。

この短時間勤務制度においては、1日の所定労働時間を原則として6時間（5時間45分～6時間）とする措置を選択できるようにしておかなければなりません。1日6時間の制度を設けた上で、他に1日7時間の制度や隔日勤務などにより所定労働日数を短縮する制度を設けることはできます。

なお、短縮された時間に応じて賃金を減額することは問題ありません。

### 対象から除外できることもある

短時間勤務の対象外とできる者は、

次のとおりです。

#### 対象外とできる者

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 勤務時間が1日6時間以下の労働者

※1ヵ月単位および1年単位の变形労働時間制を適用される労働者については、すべての労働日について6時間以下である者をいい、平均して6時間以下の者ではありません。

なお、労使協定により次の労働者を対象外にすることができます。

#### 労使協定により対象外とできる者

- ① 引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- ③ 業務の性質または業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

③「困難と認められる業務に従事する者」とは、指針で次のように例示されています。

- イ) 国際路線等に就航する航空機の客室乗務員
- ロ) 労働者が少ない事業所において従事する労働者が著しく少ない業務
- ハ) 流れ作業方式による製造業で短時間勤務者を組み込むことができない業務、など

ただし、困難な業務として短時間勤務を適用しない場合は、これら除外した者について次のうちいずれかの措置を代わりに講ずる義務があります。

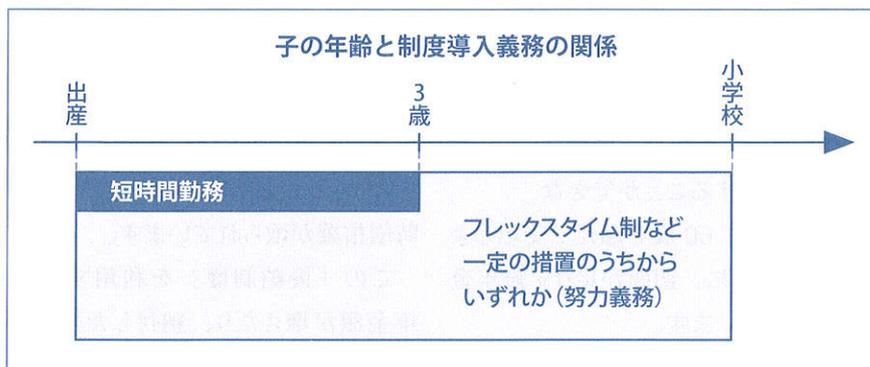
- ① 育児休業に準ずる制度
- ② フレックスタイムの制度
- ③ 始業・終業時刻の変更（繰り上げまたは繰り下げ）制度（時差出勤）
- ④ 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、その費用を負担することなどを含む）

### 3歳以降は努力義務

子が3歳以降小学校就学前までは、短時間勤務の他、始業終業時刻の変更、フレックスタイム制など一定の措置のうちから、会社が選択する制度を設けるよう努めなければなりません。

### 労働時間に応じて給与を支払う

短時間勤務をしている労働者について、短縮した時間数の割合を超えて給与を減額することは「不利益な取り扱い」として禁止されています。賞与や退職金についても実際に働かなかった時間分を超えて減額することは認められません。



## 災害ゼロへ! 安全管理入門



# 「4S」は基本の基本

安全衛生の基本に、「4S」という活動（運動）があります。これは、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のそれぞれの頭文字を取ったものです。それぞれの言葉の意味は、次のとおりです。

### 「4S」

- 「整理」…いるものと、いないものを分けて、いないものを捨てること
- 「整頓」…いるものを、使いやすいように、正しく収納すること
- 「清掃」…掃除を良好にし、また整理した場所が散らからないよう徹底すること
- 「清潔」…職場を衛生的な環境に保つこと

## 「4S」が安全衛生の基本

「4S」は、誰もがやればできることであって、特に難しいことはありません。

しかし、忙しさなどから不徹底にな

りやすいともいえます。たとえば、足元に散乱した資材の整理をついつい後回しにしていたために、つまずいてケガをする。そのような災害が多いものです。「4S」を徹底するということは、職場の危険を取り除くことになるのです。

職場によっては、「躰（しつけ）」を加えた「5S」として実施しているところも多いようです。

### 実は作業をやりやすくする

このような「4S」を徹底することは、実は作業を正しく合理的におこなうための基本的なことといえます。つまり、仕事をしやすい環境を作ることでもあるのです。

整理・整頓された職場は、必要なものを容易に見つけることができますし、清掃・清潔に保たれた職場は、つまずいたり滑ったりする心配がないため、余計な気を使うことなく動きやす

いものです。そのため、QC（品質管理）や、TPM（設備保全）といった活動においても、基本的な活動として位置づけられているのです。

### どうすれば「4S」を徹底できるか

使用した工具をすぐに元の場所に戻すとか、床に落ちているゴミを拾うといったことは、できそうであってなかなかできないものです。「面倒」「忙しい」といった言い訳がでできます。

そのため、「4S」を徹底するには、次のような配慮をしなければなりません。

- ① 経営者や職場の上司が強く関心を持つこと
- ② 「4S」の意義を職場がよく理解していること
- ③ 「4S」が日々の仕事の一部になっていること
- ④ 職場で「4S」の改善の意欲を持っていること

## 労務ひとこと

老齢年金を受給するには、原則として25年の受給資格期間（保険料納付済期間・免除期間など）が必要です。

国民年金の保険料を納付せず、免除申請もしないまま2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなり、いざ60歳を超えて受給しようとしたときに、期間が足りず無年金になる人がいます。

そのため現在、平成24年10月か

ら平成27年9月までの3年間に限り、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分までさかのぼって納めることができる（これを「後納制度」といいます）

## 過去10年分まで 国民年金保険料が納められます

時限措置が取られています。

この「後納制度」を利用すると、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人

が年金受給資格を得られる場合があります。

制度の対象は、60歳前の未納の保険料が対象で、過去3年度以前の保険料を納付する際は保険料の他に加算額も支払う必要があります。

日本年金機構では、平成24年8月から後納制度の利用が可能と思われる人に「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を送り、確認を促しています。